「(仮称)藤沢市パートナーシップ宣誓制度」導入について

1 目的

パートナーシップ制度とは、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、2者間の自由な意思により、互いを人生のパートナーとして支えあい、協力し合うことを約束した関係であることを、行政が確認し、公的に認めるものです。

2015年に東京都渋谷区において全国で初めて導入され、2020年4月1日現在では47自治体で制度が導入されています。

本市においても、藤沢市人権施策推進指針の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ制度導入に向けて検討を進めています。

2 県内の状況

神奈川県内においては、2020年4月1日現在6自治体(横須賀市、小田原市、横浜市、鎌倉市、相模原市、逗子市)が制度を導入し、7月からは2自治体(葉山町、川崎市)が導入予定となっています。また、県においては、2019年11月から、市町村が発行するパートナーシップ証明書により、県営住宅入居申込みが可能となりました。

3 検討手法

制度設計に際しては、先進自治体の例を参考に、制度を利用される方を第一に 考えながら、制度素案を作成しました。この素案に対し、市民・事業者・学識経 験者からなる「ふじさわ人権協議会」及び「ふじさわ男女共同参画プラン推進協 議会」において専門的な立場からの意見聴取をするとともに、パブリックコメン トの意見集約等を踏まえ、最終案を作成します。

4 導入に向けた今後のスケジュール

- 令和2年4月 ①制度素案に対する意見聴取(男女共同参画推進会議,庁内各課,ふじさわ人権協議会,ふじさわ男女共同参画プラン推進協
 - 議会,関係団体等)②庁内調整(各課等で実施できる行政サービスの検討)
 - 7月 政策会議で中間報告
 - 8月 パブリックコメントの実施
 - 9月 市議会総務常任委員会報告(中間報告)
 - 10月 男女共同参画推進会議で制度内容の確定
 - 11月 政策会議、ふじさわ人権協議会,ふじさわ男女共同参画プラン 推進協議会に報告
 - 12月 市議会総務常任委員会報告(最終報告:制度実施について) 関係機関等へ制度の周知・啓発,制度施行に向けた準備
- 令和3年4月 パートナーシップ制度施行